

令和 8 年度仙台市産材 PR 業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度仙台市産材 PR 業務委託

2 適用範囲

本仕様書は仙台市農林企画課発注の「令和 8 年度仙台市産材 PR 業務委託」に適用し、本業務委託は以下の事項に基づき施行する。

- (1) 仙台市契約規則
- (2) 契約書、本仕様書記載事項

3 目的

本市では市内森林整備の更なる推進に向け、令和 7 年度より仙台市産材の利用促進に取り組んでおり、仙台市産材を使用する新築やリフォームへの補助事業を実施している。しかしながら、当該補助事業については 30 代を中心に一定の申請があるものの、市内全体での新築需要に対して申請の伸びしろがあり、仙台市産材のさらなる利用拡大が期待される。

また、木材関連事業者（素材生産事業者、木材加工流通事業者、工務店等）との意見交換では、仙台市産材の利用拡大・流通安定化の実現に向けては、消費者である市民や事業者への仙台市産材の認知度や利用意欲の向上が重要な課題であると指摘されている。

こうした状況を踏まえ、本業務では市民や事業者の仙台市産材利用への関心・意欲向上に資するロゴマークの作成及びウェブサイトの構築・運用を行う。これにより、本市における持続可能な森林整備と森林資源の有効活用の推進等を図るものである。

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

市民や事業者の仙台市産材利用への関心・意欲向上に向け、ロゴマーク及びウェブサイトの作成を通じた仙台市産材 PR を行う。

(1) 仙台市産材のブランド力強化及び認知度向上のためのロゴマークの作成

- ・ 仙台市産材 PR において使用するロゴマークを 3 案作成し、令和 8 年 8 月 31 日までに発注者に提出すること。
- ・ 提出の際には、各案にデザインのねらいやコンセプト等を付記するものとする。
- ・ ロゴマークは、ロゴマーク＋「仙台市産材（文字）」の組み合わせで作成するものとするが、ロゴマーク単体でも使用できるデザインとすること。「仙台市産材」は「せんだい市産材」など、市民や事業者が見たときに仙台市産材であることが理解できる範囲内においては文字を変更することは差し支えない。

- ・ ロゴマークの形状については特定の形式を定めないが、広報物やウェブサイト、木材製品等での使用を想定し、極端に横長または縦長とならないなど、汎用的に使用しやすいバランスとすること。
- ・ 色彩の使用について制限は行わないが、木材への焼印加工等が可能なよう、単色でもロゴマークの魅力が損なわれないものとする。
- ・ 最終的なロゴマークの決定は、発注者が実施する「仙台市産材利用促進協力事業者」へのアンケート結果に基づき、ロゴマーク案の提出から概ね1月以内に決定し、決定したロゴマークを受注者に通知する。
- ・ なお作成したロゴマークは、仙台市産材 PR に係る広報物等への使用のほか、仙台市産材を扱う木材関連事業者が自社 PR や製品 PR 等での活用を想定している。

(2) 仙台市産材利用促進に向けたウェブサイトの構築・運用

市民や事業者の仙台市産材利用への関心・意欲の向上につながるよう、本市の森林・林業や仙台市産材利用に関する情報を分かりやすく、見やすく整理して伝えるウェブサイトの構築・運用を行う。ウェブサイトを含むコンテンツは、発注者と協議の上決定することとするが、想定するコンテンツ案について^{別紙}のとおり示す。

なお、ホームページの公開は12月31日までにを行うものとする。

① ウェブサイトの構築

- ・ 利用者のユーザビリティやアクセシビリティを考慮し、標準化・統一化されたデザインとすること。
- ・ 既存のデザインの流用ではなく新規のデザインとすること。
- ・ スマートフォンやタブレット端末等を含めたあらゆるデバイスに応じてウェブサイトが最適化され、操作しやすい仕組み・デザインを構築すること。
- ・ タイトルに分かりやすい言葉を使用するなど、基本的な SEO 対策を行い、検索エンジンに適切に認識される構成とすること。
- ・ ウェブサイトには別紙で示すコンテンツを実装すること。

② CMS の導入構築・運用

- ・ ^{別紙}で示す箇所に発注者が簡単な操作によってページを更新・作成できるように CMS を使用すること。あわせて、発注者が操作できるよう、平易な言葉を使用して一連の操作方法を解説する CMS 操作マニュアルを作成すること。
- ・ CMS へのアクセスは一般インターネット回線を使用することとし、ID・パスワード認証でログインを行えるようにすること。
- ・ 導入する CMS のセキュリティアップデート及びプラグインのアップデートの対応をすること。
- ・ 導入する CMS は受注者に限らず他の者が運用・保守を引き継ぐことが可能であること。

③ ウェブサイトの保守・運用

- ・ 契約期間内において作成したウェブサイトの保守・運用を行うこと。
- ・ 各ページの表記・内容等について、必要に応じて随時修正・更新を行うこと。

- ・ 受注者は SSL 証明書の取得を行い、その費用はすべて本業務の委託料に含めること。
- ・ ウェブサイトに係るサーバは受注者が用意する外部のデータセンターにて運用を行うこと。
- ・ ウェブサイトの定期的な保守点検及びバックアップを実施すること。
- ・ IPA セキュリティ実装チェックリスト（2021 年 3 月 31 日改訂第 7 版）に則りセキュリティ対策を講じ、不正アクセスによる情報の流出や改ざんを未然に防ぐこと。また不正アクセスや閲覧障害など安定的運用を妨げる事態が発生した場合はウェブサイトを開鎖し、その後影響確認及び対策実施の上、発注者への報告を含め速やかに復旧すること。また、利用しているソフトウェアに脆弱性や不具合が発見された場合には適切なパッチの適用を速やかに行うこと。
- ・ Google Analytics 等によるアクセス解析レポートを作成し、契約終了時にその結果を報告すること。

6 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

- ・ 受注者は成果物及び電子データ等に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果品及び電子データの引渡し時に無償で譲渡するものとする。また、受注者は本業務の成果品及び電子データの作成に関して取得した著作人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- ・ 本業務の成果品及び電子データ等に第三者の著作権その他の権利が含まれる場合、受注者は当該権利に関する必要な許諾の取得その他一切の処理を納品前に自らの責任と費用負担において行うものとする。なお、その経費は委託料に含まれるものとする。また、万が一第三者からの権利侵害その他の請求又は訴えが提起された場合には、受注者は自らの責任と費用負担においてこれを解決するものとする。

(2) 機密の保持

受注者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

7 その他

- ・ 本仕様書に記載のない事項に関しては、受発注者間で協議打合せの上、決定するものとする。
- ・ 本業務に係る契約の終了後、他事業者による業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、円滑な引継ぎに努めるものとする。

コンテンツ案	備考
トップページ	<ul style="list-style-type: none">各コンテンツへ遷移するトップ画面仙台市産材に興味を持てるような画面構成
仙台市の森林・林業	<ul style="list-style-type: none">仙台市の森林状況や出材状況など
仙台市産材について	<ul style="list-style-type: none">仙台市産材の定義、流通量や活用事例など
※仙台市産材に関するお知らせ記事	<ul style="list-style-type: none">仙台市産材の利用促進等に関するお知らせ記事
仙台市産材ロゴマーク	<ul style="list-style-type: none">ロゴマークの説明使用基準
※仙台市産材利用促進協力事業者	<ul style="list-style-type: none">制度説明登録事業者一覧
仙台市産材利用促進支援補助金	<ul style="list-style-type: none">制度概要予算上限に近づいた際は、受付終了間近のお知らせを実施

※CMS 導入箇所